

合志市自治基本条例推進委員会 【令和6年度 第1回 会議録】

(1) 会議の名称、開催日時及び開催場所

- ・ 名称 令和6年度 第1回合志市自治基本条例推進委員会
- ・ 日時 令和6年12月19日（木）午前10時30分～正午
- ・ 場所 合志市役所 1階 防災センター棟 避難所①

(2) 会議の議題

- (1) 自治基本条例推進委員の活動について
- (2) 合志市自治基本条例の運用状況について
- (3) 「安全・安心に暮らせるまちづくりの推進」に向けた意見交換

(3) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別

- ・ 公開

(4) 出席委員及び欠席委員の氏名

[出席委員]

河野 徳朗 委員 森 涼子 委員 宮田 美野枝 委員 中村 俊輔 委員
坂田 由美子 委員 辻 藍 委員 青山 隆幸 委員 辻 大二郎 委員
西本 理喜子 委員 衛藤 和博 委員 岐部 則夫 委員 柏尾 智之 委員
(12名)

[欠席委員] 河口 賀子 委員、金森 大次郎 委員、鎌田 典子 委員、
東 肖己 委員、吉村 京子 委員、千代田 正人 委員
上野 志折 委員

[事務局] 佐藤 美和 企画課長、池田 聡 企画課審議員、
山口 直美 企画課長補佐、宮崎 早香 企画課主査

(5) 傍聴者 0名

(6) 審議内容

以下のとおり（要旨）

佐藤課長： 定刻になりましたので、令和6年度第1回合志市自治基本条例推進委員会を開会します。
(諸注意)

佐藤課長： では、条例第6条の第1項に、会長が会議の議長になるとありますので、この後の進行は柏尾委員長にお願いします。

柏尾委員長： 皆さんよろしく申し上げます。
それでは、本日の議事進行に基づき進めてまいります。
委員の皆さんにはお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。平日の昼間という新しいやり方になっております。
残念ながら市民の代表の皆さんでご欠席の方が数名いらっしゃいますが、ご出席いただいた委員の皆さんには、せっかくの機会ですので、何らかのご発言をいただきたいと考えております。
円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議題1「自治基本条例推進委員の活動について」と、議題2「合志市自治基本条例の運用状況について」をまとめて事務局から説明をお願いします。

【事務局より議題1について説明】

【事務局より議題2について説明】

柏尾委員長： 委員の皆さんから質問やご意見はありますか。

柏尾委員長： 委員長からですみませんが質問よろしいでしょうか。
兵庫県知事選挙があったときに公益通報について報道があったと思います。実際使われたことはないと聞いていますが、合志市の場合通報先はどこになりますか。

佐藤課長： 合志市の職員等公益通報者保護要綱というものがあまして、事務取扱については総務課となっています。

柏尾委員長： ありがとうございます。
他に委員の皆さんから質問やご意見はありますか。

- 森委員： 民生委員を代表してきています。
マイナンバーカードの保険証利用について。地域の高齢者のサポートをしていたら、病院でカードの感知が悪いから、と言われてました。市役所に連れて行ったら、2枚ほど書類を書いてすぐに対応してもらえたが、マイナンバーカードは5年に一度の更新が必要で、カード表面には期限が書いてありますが、80歳や90歳になると対応しきれない高齢者が出てくるのが心配です。いずれはマイナンバーカードに統一となるのであれば、どうか考えてほしいと感じます。
- 佐藤課長： 更新の2～3カ月前には通知が郵送されるので、それを見て確認していただきたいと考えています。
- 柏尾委員長： 5年に1回暗証番号の更新と、10年に1回は写真の更新がありますね。
- 青山委員： 河野委員にお伺いしたい。ポスティングになって区の回覧板の負担は軽減しましたか。
- 河野委員： 区としての回覧は今でも続けていますが、全戸配布がなくなり、数える数が圧倒的に減って負担が軽減しました。
- 青山委員： ポスティングにしたことで市への反響は。
- 宮崎主査： 区を通して配布していた時は、届くまでに2週間以上かかることもあり、苦情が来ることも多かったですが、今は前月末までにはほぼ配布し終わるため、情報が届く確実性が上がっています。ポスティングになったことによる不満の声は特に届いていません。
- 柏尾委員長： 市民意識調査の中の「行政情報の入手方法」で数値が得られるのではないのでしょうか。

事務局追記：	令和2年度～6年度の市民意識調査「行政情報の入手方法」の設問では、「市の広報」と答えた人の割合の増加傾向と、「市からの各戸配布物・回覧などの配布物」と答えた人の減少傾向が見られる。しかし、コロナ禍で回覧を取りやめた区もあるため、一概にポスティング移行だけの影響とは言いきれないと思われる。
--------	--

- 辻(大)委員：自治会加入率が減っている原因は。
自治会に加入しなくても広報紙は届く、ごみも捨てられる。役員はやりたくない、と言って脱会している人がいる、という声があります。
- 佐藤課長：加入率低下の原因は一概には分かりません。転入される方には、必ず窓口で自治会への加入のお願いを配布しています。
- 青山委員：私は合志市の生まれで、地域の大人から挨拶をされたりして過ごしてきましたが、最近は挨拶してもこどもが返事してくれないなど、都市化しているように感じています。
消防団の加入率も下がるだろうし、ささえあいネットワークなどの活動も「関係ない」と思う人が増えれば、せっかく人口が増えても、うまくいかなくなるのではないかという懸念があります。
『挨拶ができる合志市』にしていきたいと考えています。
- 佐藤課長：今年度、総務課で県立大学と自治会の加入率向上について研究しています。引き続き加入率のアップに向けて対策を考えていく所存です。
- 青山委員：地域の老人クラブから、グランドゴルフに人を連れてきてほしいと要望が多くあり、地区での交流が少なくなっていると感じます。何とか人が入る流れをつくってもらいたい。
- 衛藤委員：以前総務課にいました。住宅分譲の際に住宅会社から自治会加入をお願いしてもらっており、優良住宅協会とも協定を結んでいます。すぐに結果が出るものではありませんが、地道に声掛けをしていくしかないかと考えています。
- 河野委員：入会率の計算方法はどうなっていますか。
最近が高齢の親を引き取って同居して、1軒の家に世帯主が3人いたりするところがものすごく増えています。

- 衛藤委員： 正確な加入率を行政で把握するのは難しいです。
住民基本台帳の世帯数が分母で、各区から報告される加入数が分子
となっています。河野委員が言うように世帯数が実際の家の数より
多ければ数値は下がることになります。
- 柏尾委員長： 私も4月から自治会長をしています。
アパートの場合は、入居数に限らず、全部で10戸あれば、入居数が
多くても少なくてもずっと7戸分の自治会費を集めます、という契約
にしていたりします。そういった要因もあり、正確な計算はできな
いことになりますね。
- 青山委員： 自治会の加入率が低迷すると、まちづくりの主役である“市民”と
いう柱が大きく揺らいでしまう。私たちも考えて動いていかないと
いけないと感じます。ただ、入らない人は入らないし、役員がきつ
くて嫌、と言われてしまう。
河野さんは長く勤められていて、楽しんで活動をされていて素晴ら
しい。「自治会活動って楽しんだよ」といういいお手本にしたいで
す。
- 河野委員： 楽しんでやらないとしょうがないのですよ。私が区長になってから
共助を大前提にしています。
年に2回、市が無料収集をするタイミングで、毎年高齢者宅の木の剪
定をしており、作業する人は区の役員以外から公募するようにして
います。
また、何か行事があるときは子ども会を引き込みます。こどもが来
れば親や祖父母もついてくる。年4回の廃品回収の収益で子ども会
を無料にして、七夕やクリスマス会、餅つき大会をする。ついた餅
を、こどもたちが区内のお年寄り宅へ届けに行くという活動をして
います。
- 柏尾委員長： すばらしい活動をされていると思います。防犯灯の管理なども自治
会がしているということも意外と知られていないと思うので、もっ
と周知していくといいのでは。入会は自由だけど“入るのが当たり
前”という空気にしていければと感じます。

辻（藍）委員 コミュニティがあるところとないところで、自治会加入率に差はありますか。また、今後コミュニティがないところにも増やしていく予定があるのか、どういったサポートをしていくのか伺いたい。

岐部委員： 10年前くらい前に総務課で関わっていました。
旧合志町と旧西合志町の地域活動のつくりが違います。
旧合志町は各地区それぞれの公民館活動が中心で、旧西合志町はいくつかの自治会が集合して、市民センターを中心にコミュニティを形成しています。
私がいる時代に、旧合志町の栄地区でもコミュニティを形成してみましたが、区長連絡協議会の中では「各地区の特性を生かしていこう」という話になっているため、市が強制するものではありません。コミュニティがあってもなくても、それぞれの自治会で活動ができています。

佐藤課長： コミュニティの有無による加入率の違いについては、数字を持ち合わせておりません。（総務課でも特に比較検証を行っていない）

柏尾委員長： 活発なご意見をありがとうございました。
次の議題に移らせていただきます。
議題3「安全・安心に暮らせるまちづくりの推進」に向けた意見交換を行います。安全安心課の大賀課長補佐から、よろしく願います。

【安全安心課より議題3について説明】

柏尾委員長： ありがとうございました。
前回の会議で消防団員が減ってきている等の話がありご対応いただいたところになります。
消防・防災関係については、広域消防があつて、消防団、自主防災組織があつて、防災士があつて、複層的に絡み合つて充実してきているなという感覚がありますね。
まだ発言をされていない方、ご意見はありませんか。

宮田委員： 免許を返納してコミュニティバスを利用するようになり、よく歩くようになりました。アンビーから市役所まで歩いてみると、阿蘇方

面の景色がすばらしい。この景色をぜひ残していきたいと感じています。

柏尾委員長： 大津西合志線から北側は、市街化調整区域で農業を優先する地域になっています。今JAが支所を建設中ですが、農業関係の施設なので許可が下りたのだと思います。

中村委員： 消防団について、平日土日に関係なく仕事があるため、訓練や行事に参加できるか分からず二の足を踏んでいます。機能別消防団というのはどういったものか具体的にお伺いしたいです。
また、地区のアパートの班長をしていると、須屋地区は自衛隊関係者も多く、入れ替わりが多いと感じます。
こどもの挨拶については、不審者情報も多いため、保護者としてこどもに、知らない人に話しかけるよう言うのは難しいと感じているところ。そういった意見もあると知っていただければ。

大賀課長補佐： 現在、機能別消防団は、火災の際の初期消火で動ける人、消防設備の使い方を知っている人として、消防団のOBを中心に声掛けをしています。
今後どのように運用するかを検討して、広く呼び掛けていくことも考えたいと思います。

森委員： 私の地区は消防車も返却して、消防団がなくなりました。
消火栓の位置も知らない人が多いので、昼間の火事が怖いです。
家の火災なら初期消火できるかもしれませんが、山火事などはどうしようもありません。消防団員の年齢制限はありますか。

大賀課長補佐： 年齢制限はありません。

柏尾委員長： 私も昔は消防団に入っていました。
プロが来るまでの対応、消火栓の位置を把握しておくだけでも助かると思います。

河野委員： 区の地図を作っています。ゴミステーションは載せてありますが、消火栓は手薄でした。地上式・地下式・水槽など、情報を更新したいと思います。

柏尾委員長： 私の区では、区役の時に把握するようにしていました。

坂田副委員長： 町内会長をして私自身も感じていたことを皆さんが話されていて、自助・共助が大切だと感じました。
ごみステーションの掃除は区に入っている人でしていますが「違反ごみがあったときはどうするか」などとても課題が多いです。
闇バイト系の強盗、高齢者だけの世帯を狙う等の話も聞くので、近所の人との関係を区に入るところから始めていくのが、皆で作るまちづくりにつながるのではないかと思います。
聞いた話では、菊陽町の住宅街で見かけない男性が数名で歩いていて「ひとり暮らしですか」と声をかけられた高齢女性がいた。素直に答えたが、強盗の下見の可能性があると指摘され、数日間こどもの家に避難したということでした。自分たちも気を付けていく必要があると感じました。

西本委員： 本部機動隊の女性団員は44人とありますが、各区の女性消防団員の数は分かりますか。また、女性消防団員の活動内容を教えてください。

大賀課長補佐： 各地区の女性団員は各地区の人数に含まれています。
女性団員については明確な仕事の割り振りはありませんが、今年度、菊池市の取り組みを視察しました。保育園で紙芝居を通して防火の心得を教えていたので、そういった活動をしてほしいと考えているところです。

辻（大）議員： 消防団を募集していることは知っていても、区をまたいでも入れることを知らない人は多いのでは。一般の人にも分かりやすく知らせたらどうでしょうか。
こどもが消防車や自衛隊車両に興味を持って「カッコいいな」と思ってくれることが将来の加入につながるかもしれません。
防災訓練等でイベントがあるときは早めに周知をしてほしい。こどもたちがたくさんの体験・経験ができるようにしてほしいと思います。

柏尾委員長： 小さいときからの意識付けは重要だと思います。

委員の皆さんには活発な意見をいただき、ありがとうございました。
ここで事務局にお返しします。

佐藤課長： 一点お知らせです。
議題2にあった「自治基本条例推進アクションプラン」は令和7年度
までとなります。来年度プランの更新をしたいと思いますのでよろ
しくお願いします。

では、以上で自治基本条例推進委員会を閉会します。

(7) 欠席委員からの意見

金森委員： 資料1のガイドブックはよくできているので、全市民に周知する仕組
みが必要だと思う。
また、令和6年度市民意識調査の問57では、ほとんどの市民が自治基
本条例の内容を理解していない。ガイドブックの有効活用が必要だ
と思う。

事務局注釈：	<ul style="list-style-type: none">・合志市自治基本条例ガイドブックについて 完成後、令和3年7月に区を通じて配布しており、その後は転入の 際に窓口で配布している。・令和6年度市民意識調査 問57「あなたは、合志市自治基本条例を知っていますか」 「条例を読み、内容も十分理解している」0.2% 「条例を読み、ある程度理解している」5.5% 「条例があるのは知っているが、内容まではわからない」57.6% 「条例があることを全く知らなかった」35.6% 「無回答」1.0%
--------	--

以上